

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第八項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録の廃止の届出があった。

平成三十年四月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

東城農機株式会社	名 称	休止（廃止）する登録検査機関
	主たる事務所の所在地	
町川東一三五八番地四	所 在 地	廃止年月日
		平成三〇年三月二〇日
	休止	廃止理由を
	体調不良による廃止	